⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、令和９・10年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記１　本社（店）所在地及び申請書の郵送先（郵送の場合）

［掲載順序　本社（店）所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北農政局農村振興部設計課調整係

〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4150

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県　関東農政局農村振興部設計課調整係

〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１　電話048―600―0600　内線3559

⑶　新潟県、富山県、石川県及び福井県　北陸農政局農村振興部設計課調整係

〒920―8566 金沢市広坂２－２―60　電話076―263―2161　内線3522

⑷　岐阜県、愛知県及び三重県　東海農政局農村振興部設計課調整係

〒460―8516 名古屋市中区三の丸２－６－２　電話052―201―7271　内線7222

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿農政局農村振興部設計課調整係

〒602―8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　電話075―451―9161　内線2516

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　中国四国農政局農村振興部設計課調整係

〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１
電話086―224―4511　内線2620

⑺　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州農政局農村振興部設計課調整係

〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１
電話096―211―9111　内線4719

別記２　測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク
〒810―0001 福岡県福岡市中央区天神４―４―11天神ショッパーズ福岡７階　測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク
電話092―401―6640

競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度において林野庁（森林管理局等を含む）の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年10月30日

林野庁長官　長﨑屋圭太

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴　建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

⑵　測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

２　申請の時期

令和９年度当初からの一般競争（指名競争）入札の参加資格の付与を希望する者は、

⑴　インターネットの場合　令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和８年12月29日から令和９年１月３日までの間を除く。受付時間は９時から17時とする。）に、

①　建設工事契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。
https://www.pqr.mlit.go.jp/

②　測量・建設コンサルタント等契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。
https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　電子メール又は郵送の場合　令和９年１月14日から令和９年１月25日（電子メールの場合は最終日受信分まで有効、郵送の場合は当日消印有効）までの間に申請書を電子メール又は郵送（書留郵便に限る。持参不可。）により送付すること。

上記期間経過後も随時に受け付けるが、この場合、参加を希望する競争入札までに資格の付与が間に合わない可能性を考慮すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　インターネットによる申請の場合は、２の⑴の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、取得したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に入手すること。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、２の⑴の②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに３の⑶の②のエからキまでに掲げる書類を添付し、令和８年12月28日（当日消印有効）までの間に別記２に掲げる送付先に郵送（書留郵便に限る。）すること。

また、電子メール又は郵送による申請の場合は、林野庁所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、令和８年11月２日以降、別記１に掲げる林野庁及び森林管理局（以下「森林管理局等」という。）のホームページにアクセスして入手すること。

⑵　申請書の提出先　インターネットによる申請の場合は、林野庁（本庁）及び森林技術総合研修所の発注に係る一般競争（指名競争）入札の参加資格を得ようとする者は、林野庁